(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)	内訳(円)
1	3 福祉保健の充実 (1)障害者又は高齢者 が自宅において自立した 生活を送るための居住環 境の整備に対する助成に 要する経費	【智頭町障がい者住宅改良助成事業】 日常生活を営むために著しく支障のある在宅の障がい者が、段差解消など住環境の改善を行う際の経費について助成を行うことにより、地域における自立支援を図り、その増進に資する。	0	補助金 0円
	3 福祉保健の充実 (1)障害者又は高齢者 が自宅において自立した 生活を送るための居住環 境の整備に対する助成に 要する経費	【智頭町高齢者等居住環境整備助成事業】 住宅整備費を助成することにより、介護を要する高齢者等の居住環境整備を促進し、生活の質を高め、在宅生活を支援していくことを目的とする。	754	補助金 754,000円
3	3 福祉保健の充実 (3)身体障害者その他 の就職困難者に対する就 職準備のための助成に要 する経費	【智頭町障害者自動車運転免許取得等助成事業】 障がい者に対し自動車運転免許の 取得や、自動車の改造に要する費用 の一部を助成することにより、就労 等社会活動への参加を促進すること を目的とする。	300	補助金 300,000円
4	3 福祉保健の充実 (4)地域住民の健康増 進を図るために必要な経 費	【新生児聴覚検査助成事業】 新生児聴覚健診を行うことにより、子どもの発育や発達の状態を明らかにして、子どもに合った健康管理や保健指導を行う。	32	手数料 32,000円
	6 農林水産業等の振興 (2)農地の賃借及び農 作業の受託を行う認定農 業者等に対する助成に要 する経費	【担い手規模拡大促進事業】 認定農業者等の規模拡大意欲を喚起し、農地の集積と遊休農地の解消を図るとともに、将来地域の担い手となりうる、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として補助金を交付する。	712	補助金 711,680円
6	7 人権尊重の社会づく りの推進 (1)人権問題解決のた め住民学習を計画又は運 営する人権教育推進員の 設置に要する経費	【人権教育推進員設置事業】 人権教育推進員を設置し、人権問 題学習活動の指導助言や学習相談を 推進する。	2, 527	報酬 1,829,256円 職員手当 396,338円 共済費 301,534円

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)	内訳(円)
7	7 人権尊重の社会づく りの推進 (2)人権問題解決のた めの住民の自立支援及び 福祉の向上を図る相談員 の隣保館等への設置に要 する経費	【総合相談充実事業】 人権、同和問題の速やかな解決に資するため、生活相談員を設置し、地域住民の生活上の相談に応じ、必要な助言及び指導を行うとともに、関係行政機関と緊密な連携を保ち支援に努める。	1, 203	報酬 975,600円 職員手当 209,769円 共済費 18,059円
8	7 人権尊重の社会づく りの推進 (4)人権意識の向上を 図る研修会等の開催に要 する経費	【智頭町同和教育推進協議会委託事業】 現存する部落差別の解消を中心的 課題に、すべての人権問題の解決に 向けた教育・啓発活動を行政が中心 となって智頭町同和教育推進協議会 などと連携して推進していく。	860	委託料 860,124円
9	8 地域文化、芸術の振 興 (1) 民俗芸能、伝統芸 能等の継承又は地域文化 活動の活性化に要する経 費	【文化祭委託事業】 町民の文化活動の成果を発表する 場である文化祭の開催を智頭町文化 協会に委託し、町の秋のイベントと して定着するような文化祭を目指 す。	488	委託料 488,310円
10	8 地域文化、芸術の振 興 (2)文化財(市町村指 定が見込まれるものを含 む。)の補修又は活用に 要する経費	【石谷家住宅修繕事業】 重要文化財として公開している石 谷家住宅の修繕を行う。	1, 071	修繕料 1,070,790円
11	8 地域文化、芸術の振 興 (2)文化財(市町村指 定が見込まれるものを含 む。)の補修又は活用に 要する経費	【石谷家住宅庭園管理事業】 重要文化財として公開している石 谷家住宅の庭園管理を行う。	4, 104	委託料 4,103,880円
12	9 市町村の自主的な行 政運営	【同和地区高等学校等就学奨励金支給事業】 町内の同和地区に居住する者の子で、経済的に就学が困難な家庭環境にある高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学並びに各種専門学校及び養護学校高等部在学者に対し、就学奨励金を支給する。	1, 692	補助金 1,692,000円
13	9 市町村の自主的な行 政運営	【店舗改修補助金事業】 店舗改修に要する費用の一部を補 助することにより、店舗の活用の促 進を図り、地域経済の活性化に寄与 する。	500	補助金 500,000円

市町村名 智頭町

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)	内訳(円)
14	9 市町村の自主的な行 政運営	【新規創業・開業支援事業補助金事業】 町内で新たに創業するものに対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、商業の振興を図る。	3, 000	補助金 3,000,000円
15	9 市町村の自主的な行 政運営	【疎開保険事業】 災害で被災した際に被災地からの 「疎開先」として、智頭町でストレ スなく生活していただくための保険 事業。加入者には特典として、智頭 町の特産品を送付する。	433	委託料 433,586円
16	9 市町村の自主的な行 政運営	【智頭町複業協同組合運営業務委託事業】 国の「特定地域づくり事業協同組合」事業を実施するにあたり、派遣業など専門的な知識や運営ノウハウのある事業者に委託することで、安定的な人材確保や雇用の場の創出へつなげ、持続的な運営を図る。	5, 600	委託料 5,600,000円
17	9 市町村の自主的な行 政運営	【トップアスリート育成支援奨励事業】 県を代表して県外大会に出場する 個人または団体に奨励金を交付する ことで、活動の継続を支援し、本町 のスポーツ振興、人材育成に貢献す る。	500	補助金 500,000円

計	23, 776	23, 776, 926
交付金所要額(千円)		10, 419